



3つのAは「消費者との適正な取引」「顧客の安全」「個人情報の保護」が認証基準を満たしていることを表す認証マーク

作成するものであり、契約書面（入塾契約書などの名称）には、法律で決められた14の必須記載事項がある。

① サービス（権利）内容 ② サービスの対価（権利の販売価格）その他支払わなければならない金額の額 ③ ②の金額の支払時期、方法 ④ サービスの提供期間 ⑤ クーリング・オフに関する事項 ⑥ 中途解約がいつでもできる旨、および中途解約時の費用に関する事項 ⑦ 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人にあっては代表者の氏名 ⑧ 契約の締結を担当した者の氏名 ⑨ 契約の締結の年月日 ⑩ 購入が必要な関連商品がある場合には、その商品名、その種類、数量 ⑪ 購入が必要な関連商品がある場合には、その商品を販売する業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人にあっては代表者の氏名 ⑫

### 「購入が必要な関連商品がある場合」について

この「関連商品」とは「教材」のこ

「購入が必要な関連商品がある場合」については、この「関連商品」とは「教材」のこ

### 「クーリング・オフ中途解約受付書」について

契約を結んだ後8日以内は、無条件で教材に何か書き込んでいたりしても、お返しも返却する。これに対して、中途解約はクーリング・オフの期間を過ぎたからの解約で、無条件解約ではなく、違約金が請求できる（違約金は指導開始前、指導開始後で、上限額が決まっている）。

こういったルールを入塾契約書に記載しておく、認証制度に則っている形になり、塾としてのリスク回避にもなる。また、⑨契約の締結の年月日は、その「8日以内」の開始日となるので、正確に慎重に扱いたい。「法律によって事業者も消費者も守られている側面があります」（大木氏）。

### 学習塾認証制度よくある質問

Q1 認証取得のための費用は。

A 申請料は5,250円、審査料は1万2,600円。認証が認められた場合の認証マーク使用料は2年分、1事業所当たり3,150円となっています。

Q2 協会や業界団体に所属してい

とで、法律で事前にわかっているものは、すべて記載することになっている。塾生の学習効果の変動などによって予測できず後から付け足されるものがある場合は、「塾生の学習効果の変動などによって」付け足される場合があります。その場合は必ず書面でご連絡「なぜ最初に言っておいてくれなかった、というトラブル回避のために、情報開示できることは開示しておくこと」（大木氏）。

「学習塾認証制度」はISO29990（学習サービス）の一部が集約されているということで、コンサルタントの小松瑞智氏は、「認証審査申請は難しいものではありません。順序立てて作成すれば大丈夫です。認証制度は、消費者保護に重きを置いた制度で、これを取った塾は消費者から見ると、明らかに安心できる塾といえます」とコメントした。

Q4 申請期間はいつですか。

A 平成25年度申請は左記の通りです。

（前期）平成25年4月1日（月）～平成25年5月31日（金）  
 認証決定目安 9月初旬  
 （後期）平成25年9月1日（日）～平成25年10月31日（木）  
 認証決定目安 平成26年2月初旬

Q3 フランチャイズの加盟店として学習塾を営営しています。

A 申請はできますが、フランチャイズの場合、屋号（ブランド名）等は同じですが、事業者ごとに申請が必要となります。

A 申請できます。協会や業界団体への所属は、申請要件に入っておりません。

A フランチャイズの場合、屋号（ブランド名）等は同じですが、事業者ごとに申請が必要となります。

NPO塾全協 東日本ブロック主催

# 「学習塾認証制度に関する研修会」

2013年3月10日（日）  
 アットビジネスセンター池袋別館406



新内閣の下村博文文科省大臣は、バウチャー制度（金券制度）を推し進めており、塾にも関係してくると言われている。そんな中、NPO学習塾全国連合協議会（塾全協）東日本ブロックの主催で「学習塾認証制度に関する研修会」が急ぎょ開催された。「学習塾認証制度」とは、サービス産業生産性協議会の策定したガイドラインに基づいて作られた制度。公益社団法人全国学習塾協会が審査し、認証基準を満たしている事業者に認証を付与する。

挨拶に立った塾全協東日本ブロック理事長の沼田広慶氏は、「先日、下村大臣を囲んで、日本の教育の未来を考える会が開催された。具体的な話はなかったが、将来、バウチャー制度が行われる可能性は極めて高いと感じた」と述べた。

続いて、全国学習塾協会事務局の大木一利氏が「学習塾認証制度」の具体的な説明を行った。

認証マーク付与事業者は、消費者や顧客層に次の6つのアピールができる。

○消費者に十分で適切な情報提供を行っている

○消費者と適正で明確な契約・解約を行っている

○通塾する子どもの安全確保に努めている

○顧客相談窓口を設置して、その充実を図っている

○個人情報の適切な取り扱いを行っている

○こうしたことが継続的に守られ、改善を行っている

現在37塾が認証を受けていて、認証マークをホームページなどに掲載して、いち早く活用しているという。

認証審査の申請にあたり、提出する書類は20種類ある。そのほとんどは所定の申請書式の作成用サンプルがあり、活用できるようにになっている。20種類の書類は以下になる。

① 認証審査申請書 ② 申請誓約書 ③

### 「概要書面」と「契約書面」

提出書類のうち、⑥「概要書面」と⑧「契約書面」は基本的に各塾独自で



「学習塾認証制度」の取得はリスク回避の方策になると大木一利氏

発行後3ヵ月以内の登記簿謄本（個人事業者の場合は住民票） ④ 直近事業年度3年間の貸借対照表・損益計算書および営業報告書 ⑤ 会社案内パンフレット、ホームページのプリントアウトなど ⑥ 概要書面 ⑦ 広告物の直近3種類 ⑧ 契約書面 ⑨ クーリング・オフおよび中途解約受付書 ⑩ 認証基準対応規定 ⑪ 子どもの安全確保ガイドラインおよびそれに類する規定 ⑫ 顧客相談対応マニュアル ⑬ 顧客相談受付対応表 ⑭ 個人情報保護方針 ⑮ 個人情報保護規定 ⑯ 組織図（個人事業者の場合は提出不要） ⑰ 個人情報管理記録表（個人情報特定表） ⑱ 入室管理簿 ⑲ 教育実施記録または業界団体などの教育受講記録 ⑳ 教育テキストまたはその写し（実施または受講したもの）